

別記様式（第5条関係）

議事録

会議の名称	令和7年度第5回登米市農業委員会総会																																																							
開催日時	令和7年8月25日(月) 午後1時30分 開会 午後2時28分閉会																																																							
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																							
議長の氏名	会長 高橋 清範																																																							
	<p>【農業委員】</p> <table> <tbody> <tr><td>1番 小野寺 義幸</td><td>2番 鈴木 泰子</td><td>3番 田島 幹雄</td></tr> <tr><td>4番 三塚 芳毅</td><td>5番 五十嵐 幸喜</td><td>6番 柴崎 専一</td></tr> <tr><td>7番 佐藤 久順</td><td>8番 浅野 和宏</td><td>9番 岩淵 勉</td></tr> <tr><td>10番 岩崎 とみ子</td><td>11番 阿部 静男</td><td>12番 千葉 昭広</td></tr> <tr><td>13番 小野寺 鉄子</td><td>14番 阿部 晃徳</td><td>15番 加美山 太龍</td></tr> <tr><td>16番 高橋 健之</td><td>17番 鈴木 巖</td><td>18番 芳村 忠市</td></tr> <tr><td>19番 芳賀 秀二</td><td>20番 櫻井 利光</td><td>21番 佐藤 瑛彦</td></tr> <tr><td>22番 鹿野 昭子</td><td>23番 門馬 一郎</td><td>24番 高橋 清範</td></tr> </tbody> </table> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <table> <tbody> <tr><td>1番 門脇 昭雄</td><td>2番 及川 祐宏</td><td>3番 田崎 光雄</td></tr> <tr><td>4番 千葉 久三男</td><td>5番 東 敬三</td><td>6番 芳賀 定一</td></tr> <tr><td>7番 高橋 弥寿仁</td><td>8番 白石 久喜</td><td>9番 佐々木 馬正志</td></tr> <tr><td>10番 及川 勇人</td><td>11番 青山 信一</td><td>12番 千葉 利行</td></tr> <tr><td>13番 佐藤 啓</td><td>14番 千葉 孝二</td><td>15番 佐々木 よしろう</td></tr> <tr><td>16番 千葉 博直</td><td>17番 佐々木 尚</td><td>18番 小野寺 けんじ二</td></tr> <tr><td>19番 小出 隆則</td><td>20番 豊澤 啓司</td><td>21番 佐々木 た武</td></tr> <tr><td>22番 佐藤 晃</td><td>23番 鈴木 一義</td><td>24番 小林 弘幸</td></tr> <tr><td>25番 石堂 貴博</td><td>26番 佐藤 進</td><td>27番 土生 こ浩也</td></tr> <tr><td>28番 亀井 達夫</td><td>29番 近藤 充</td><td>30番 白鳥 こう剛</td></tr> </tbody> </table> <p>(　　は欠席委員、□は遅参委員、□は早退委員)</p>		1番 小野寺 義幸	2番 鈴木 泰子	3番 田島 幹雄	4番 三塚 芳毅	5番 五十嵐 幸喜	6番 柴崎 専一	7番 佐藤 久順	8番 浅野 和宏	9番 岩淵 勉	10番 岩崎 とみ子	11番 阿部 静男	12番 千葉 昭広	13番 小野寺 鉄子	14番 阿部 晃徳	15番 加美山 太龍	16番 高橋 健之	17番 鈴木 巖	18番 芳村 忠市	19番 芳賀 秀二	20番 櫻井 利光	21番 佐藤 瑛彦	22番 鹿野 昭子	23番 門馬 一郎	24番 高橋 清範	1番 門脇 昭雄	2番 及川 祐宏	3番 田崎 光雄	4番 千葉 久三男	5番 東 敬三	6番 芳賀 定一	7番 高橋 弥寿仁	8番 白石 久喜	9番 佐々木 馬正志	10番 及川 勇人	11番 青山 信一	12番 千葉 利行	13番 佐藤 啓	14番 千葉 孝二	15番 佐々木 よしろう	16番 千葉 博直	17番 佐々木 尚	18番 小野寺 けんじ二	19番 小出 隆則	20番 豊澤 啓司	21番 佐々木 た武	22番 佐藤 晃	23番 鈴木 一義	24番 小林 弘幸	25番 石堂 貴博	26番 佐藤 進	27番 土生 こ浩也	28番 亀井 達夫	29番 近藤 充	30番 白鳥 こう剛
1番 小野寺 義幸	2番 鈴木 泰子	3番 田島 幹雄																																																						
4番 三塚 芳毅	5番 五十嵐 幸喜	6番 柴崎 専一																																																						
7番 佐藤 久順	8番 浅野 和宏	9番 岩淵 勉																																																						
10番 岩崎 とみ子	11番 阿部 静男	12番 千葉 昭広																																																						
13番 小野寺 鉄子	14番 阿部 晃徳	15番 加美山 太龍																																																						
16番 高橋 健之	17番 鈴木 巖	18番 芳村 忠市																																																						
19番 芳賀 秀二	20番 櫻井 利光	21番 佐藤 瑛彦																																																						
22番 鹿野 昭子	23番 門馬 一郎	24番 高橋 清範																																																						
1番 門脇 昭雄	2番 及川 祐宏	3番 田崎 光雄																																																						
4番 千葉 久三男	5番 東 敬三	6番 芳賀 定一																																																						
7番 高橋 弥寿仁	8番 白石 久喜	9番 佐々木 馬正志																																																						
10番 及川 勇人	11番 青山 信一	12番 千葉 利行																																																						
13番 佐藤 啓	14番 千葉 孝二	15番 佐々木 よしろう																																																						
16番 千葉 博直	17番 佐々木 尚	18番 小野寺 けんじ二																																																						
19番 小出 隆則	20番 豊澤 啓司	21番 佐々木 た武																																																						
22番 佐藤 晃	23番 鈴木 一義	24番 小林 弘幸																																																						
25番 石堂 貴博	26番 佐藤 進	27番 土生 こ浩也																																																						
28番 亀井 達夫	29番 近藤 充	30番 白鳥 こう剛																																																						
事務局職員 職 氏 名	農業委員会事務局 小野寺事務局長、佐藤事務局次長、菊地局長補佐、真山主幹、三浦主事、白石主事、書記：園田係長																																																							

議題	<p>報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について</p> <p>報告第 16 号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第 17 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 33 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について</p> <p>議案第 35 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p> <p>議案第 36 号 農地利用最適化推進委員の辞任について</p>
会議結果	<p>報告第 15 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 16 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 17 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>議案第 30 号 議案書のとおり決定した。</p> <p>議案第 31 号 議案書のとおり可として意見決定した。</p> <p>議案第 32 号 議案書のとおり可として意見決定した。</p> <p>議案第 33 号 議案書のとおり決定した。</p> <p>議案第 34 号 議案書のとおり可として意見決定した。</p> <p>議案第 35 号 議案書のとおり決定した。</p> <p>議案第 36 号 議案書のとおり決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・議案説明資料 ・諸般の報告 ・農地法第 3 条調査書
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 3 番田島幹雄委員、議席番号 4 番三塚芳毅委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>

	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 4、報告第 15 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、から日程第 6 報告第 17 号、農地基本台帳新規（補正）登載申請について、までを一括議題といたします。 事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで報告第 15 号から報告第 17 号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 7、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 区の報告を登壇してお願いします。</p>
7 番委員	<p>現地調査報告について、令和 7 年 8 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 1 区現地調査の結果を報告します。 農地法第 3 条の進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 10 ページに記載されているとおりです。申請内容は、登米市豊里町に居住する譲受人が、登米市迫町に居住する譲渡人から、豊里町東二ツ屋、二ツ屋、新切津地内の農地を譲受け、耕作を行うものです。譲受人は、新規就農者ではありますが、一部作業委託し農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、許可については妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。</p>
	<p>令和 7 年 8 月 25 日 現地調査委員 8 番 浅野 和宏 委員</p>

9番 岩淵 勉 委員
7番 佐藤 久訓 委員

議長

次に第2区の報告を登壇してお願いいたします。

5番委員

令和7年8月20日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告します。

農地法第3条の進行番号8番については、別紙議案説明資料11ページから18ページに記載されているとおりです。申請内容は、登米市中田町に居住する借受人が登米市中田町に居住する貸付人から、中田町黒沼宝江地内の農地を譲り受け耕作を行うものです。譲受人は、新規就農者ですが、農業経験があり、保有している機械の能力などからみて、農地のすべてを効率的に使用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和7年8月25日

現地調査委員

10番 岩崎 とみ子 委員
23番 門馬 一郎 委員
12番 千葉 昭広 委員

議長

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

《いざれも支障なしの声》

いざれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

19番委員

3条の売買いつもたびたびお話をされるんですけども、2番の豊里の案件なんんですけども、若干ちょっと反当あたりの金額が間違ってなければ、これすごい金額で売買になってるんですけども、1町歩以上の面積を売買するにあたって、ちょっとこういう金額だと他への影響も出てくると思うんですけども、何か特別な理由があるんでしょうか。

事務局

進行番号2番について、こちらは譲渡し人の方から、耕作がちょっと難しいので、譲受人さんの方は新規就農者ではあるんですけども、昔30年ほど農業経験をされていた方なんですけれども、そちらの方にお願いをして行けていただくという経緯でございまして、価格も一般的な金額とは違うということもあるんですけど、この金額で同意されているものにございます。

19 番委員	大丈夫なんですか、すごい金額ですよね。条件は悪くない場所ですか。混在なんですかね。結構持っている方なので、豊里だけ処分って形ですか。
事務局	はい。そのような認識で問題無いかと思います。
議長	その他に質疑ありませんか。
《質疑なしの声を確認》	
	なければ質疑を終わります。
	それではこれより議案第 30 号を採決します。
	お諮りします。
	本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声を確認》	
	異議なしと認めます。
	よって、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、日程第 8、議案第 31 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、さらに、日程第 9、議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。 事務局から説明を求めます。
《事務局説明》	
	説明が終わりました。
	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
	第 1 区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。
7 番委員	農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 19 ページから 21 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、一時転用であって、かつ当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地は、既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。
	農地法第 5 条の進行番号 1 番については、議案説明資料 22 ページから 24

ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に倉庫を建築するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。例外的に許可することができる農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和7年8月25日

現地調査委員

8番 浅野 和宏 委員
9番 岩淵 勉 委員
7番 佐藤 久訓 委員

議長

次に第2区の報告を登壇してお願ひいたします。

19番委員

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に墓地を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域にある農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例会的に許可することができる一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見に一致しました。

以上のとおり報告します。

令和7年8月25日

現地調査委員

10番 岩崎 とみ子 委員
23番 門馬 一郎 委員
12番 千葉 昭広 委員

議長	調査報告が終わりました。 これより議案第 31 号、議案第 32 号について一括して質疑を行います。 質疑ございませんか。
6 番委員	議案説明資料 20 ページの中で、用排水計画でありますよね。その用排水計画で、雨水は自然水稻での排水で、ちょっと私には意味がちょっとわからないんですけども。どのような感じで排水なんでしょう。
事務局	計画書概要には自然水稻とありますが、自然浸透の誤りでないかと思われます。
4 番委員	同じ案件で、この営農型太陽光の株では何を作る予定ですか。資料にはないんですけども。
事務局	資料には記載ありませんでしたが、許可申請書は及びご本人の聞き取り等によりますと、下部農地ではしきみを栽培することでした。
4 番委員	しきみっていうのは前にもありますね。わかりました。
事務局	資料について、5 条転用の場合 3 条で作物が出てくるのですが、4 条では出てこない仕組みになっていることに気づかず進んでいました。なので、今後は気を付けて資料作成してまいります。
《質疑なしの声を確認》	
なければこれで質疑を終わります。	
これより議案第 31 号を採決します。 お諮りします。 本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。	
《異議なしの声を確認》	
異議なしと認めます。 よって、議案第 31 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。	
なければこれで質疑を終わります。 これより議案第 32 号を採決します。 お諮りします。 本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。	

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に日程第 11、議案第 33 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 33 号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号非農地証明願については、原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 11、議案第 34 号農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

本案件は、進行番号 3 番、7 番、37 番、38 番、39 番が、委員の案件ですので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。

従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。

初めに、委員の案件、進行番号3番についての審議に入ります。本案件は21番、佐藤瑛彦委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求める。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第34号委員の案件、進行番号3番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案34号農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見の決定についての進行番号3番は、審議の結果すべて可とすることに決定いたしました。

21番佐藤瑛彦委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、委員の案件、進行番号7番についての審議に入ります。本案件は20番、櫻井利光委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求める。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第34号委員の案件、進行番号7番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案34号農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見の決定についての進行番号7番は、審議の結果すべて可とすることに決定いたしました。

20番櫻井利光委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、委員の案件、進行番号37番、38番、39番についての審議に入ります。本案件は6番、柴崎専一委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第34号委員の案件、進行番号37番、38番、39番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 34 号農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見の決定についての進行番号 37 番、38 番、39 番は、審議の結果すべて可とすることに決定いたしました。

6 番柴崎専一委員の入場を許可します。

《委員入場》

議長

次に、議案第 34 号の委員以外の案件について審議に入ります。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 34 号の委員以外の案件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 34 号農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見の決定についての委員以外の案件については、審議の結果すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に、日程第 12、議案第 35 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第35号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第35号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり非農地として決定することにいたしました。

議長

次に、日程第13、議案第36号農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第36号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第36号農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり非農地として決定することにいたしました。

議長

以上で、総会日程は終了しました。

令和7年度第5回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和7年8月25日

議長(会長)

高橋清範

議事録署名人 5番

五十嵐幸喜

議事録署名人 6番

柴崎専一